

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係7

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43712

万
印

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

次次
官審審
文会管
大電厚計
調析
調析
調析

線番号(TA) 14773 韓国 主管
 69年4月7日14時50分 本省 送着
 69年4月7日16時13分 本省 送着

外務大臣殿 金江(大使) 臨時代理大使 韓領事 代理
 オキナワ問題

第348号 極秘 大至急

9日サイ外務部長官は本使の来訪を求め、オキナワ問題に関し別電の通りのメモを引交したところ、会談要旨下記の通り。

1. サイ長官より、1950年の朝鮮戦いに対して日米から兵力による協力はなかつたが、米軍及び国連軍の総司令部が日本におかれ、これが多大の寄与をなしたことは御承知の通りである。

この戦いの際からしても日本オキナワを含む自由民主の防衛体制が弱化する場合北の共産勢力のきょういが燃発する可能性のあることは当然考えられることで、最近の中共の高し勢及び金日成が武力による朝鮮統一を高言しおることにもかんがみ、韓国政府としては極東自由民主の防衛体制に最も強い関心を持たざるを得ない状態にある。日本政府としてもオキナワがこの地域の防衛に果しつつある重要な地位を十分考慮に入れていただきたい次第である。御承知の通り米韓相互安全保障条約第3条には韓国が米

極秘

北東
中西
北北保
参一
参西
参西

参近ア
次長経国万
参行総
参政按二
参一
参条協規
参政経科
参社
参道内外

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

国の施政権下にある地域の防衛に参画することが規定されているので、先般米國政府に対し、本件を指摘し、オキナワ返かん問題に対する日米交渉に関しては前もって韓国側と協議し、また交渉の経緯を通報ありなき旨を申入れた経緯があると述べた。

2. 右に対し本使より日本の領土であるオキナワの返かん問題は日米間の最も重要な懸案事項であり、本問題の解決は日米両國間で話合われるべく、これに第三國のかい入する如きことは日本政府として容認できない問題である。貴長官の言われる通り、極東、特に韓國の安全は日本の安全と不可分の関係にあることは当然で、オキナワの重要地位にかんがみ日本政府としてはこれが日本に返かんされた場合オキナワそのものの安全と、これに関連する極東の安全に十分なる考慮を払うことは日本自身のためであると考えている。

本件に関し米國政府に申入れられた由であるが、米側の反応如何と申したのに対し、サイ長官は、米國政府は既にボーター大使を通じ、米國政府はオキナワの地位が韓國防衛に重要な役割を果していることを認め、これが返かんの際には当然韓國の安全保障の問題を考慮すべき旨を回答して来ているので、日本政府も本件に対してできる限り早い機

極秘

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

会に回答していただきたい。実は来たる22、3日ごろベトナムにおいてヴェトナム参戦国会議が開かれ、自分がこれに出席することになっているが、できればそれまでに回答を得たい次第である。と答えた。

3、右に対し、本使より、日本が極東の安全に十分配慮していることは日米安全保障条約第6条の規定からも明らかである。またオキナワが返かんされた場合オキナワの防衛は日本が負担することになるので、貴長官の言われる米韓安全保障条約第3条の問題もそのまま日米安全保障条約の問題にきゆうしゆうされるので何ら問題はないと思ふ。

従つてこの問題を米側に提起されたこと自体理解にくるしむところであり、いわんやこれをヴェトナム参戦国会議に持ち出されるようなことも日本政府としては了解にくるしむところと考える。韓国政府としては日本から如何なる回答を期待される次第なりやと述べたのに対し、サイ長官は客年日韓両国の安全とはん榮は分離し得ない旨合意したことは御承知の通りであり、その意味からも、オキナワの基地の機能を弱体化させることのないよう日本政府の十分なる配慮を期待する次第であるとのみ答えた。

— 3 — (3)

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 14779
 69年4月9日15時40分 韓国 主管
 69年4月9日16時26分 本省 発着 批/
 外務大臣 殿 倉山 大使 臨時代理大使 総領事 代理

沖繩問題

文349号 極秘 大至急
 宛先文348号別紙
 (別紙英文の通り)

カレ

- 大 西洋 海外 官
- 次 務 務 務 務
- 次 官 官 官 官 官 官
- 長 長 長 長 長 長
- 官 官 官 官 官 官
- 長 長 長 長 長 長
- 官 官 官 官 官 官
- 長 長 長 長 長 長
- 官 官 官 官 官 官
- 長 長 長 長 長 長
- 官 官 官 官 官 官
- 長 長 長 長 長 長
- 官 官 官 官 官 官
- 長 長 長 長 長 長
- 官 官 官 官 官 官

- 参 参 参 参 参 参
- 照 照 照 照 照 照
- 長 長 長 長 長 長
- 官 官 官 官 官 官
- 長 長 長 長 長 長
- 官 官 官 官 官 官
- 長 長 長 長 長 長
- 官 官 官 官 官 官
- 長 長 長 長 長 長
- 官 官 官 官 官 官
- 長 長 長 長 長 長
- 官 官 官 官 官 官
- 長 長 長 長 長 長
- 官 官 官 官 官 官
- 長 長 長 長 長 長
- 官 官 官 官 官 官

- 近 近 近 近 近 近
- 参 参 参 参 参 参
- 照 照 照 照 照 照
- 長 長 長 長 長 長
- 官 官 官 官 官 官
- 長 長 長 長 長 長
- 官 官 官 官 官 官
- 長 長 长 長 長 長
- 官 官 官 官 官 官
- 長 長 長 長 長 長
- 官 官 官 官 官 官
- 長 長 長 長 長 長
- 官 官 官 官 官 官
- 長 長 長 長 長 長
- 官 官 官 官 官 官
- 長 長 長 長 長 長
- 官 官 官 官 官 官

AIDE MEMOIRE

CONFIDENTIAL

1. ON THE BASIS OF THE FACT THAT THE UNITED STATES MILITARY BASES ON THE RYUKYU ISLANDS HAVE PLAYED AND WILL PLAY AN IMPORTANT AND INDISPENSABLE ROLE IN DEFENSE OF THE REPUBLIC OF KOREA AND THE REST OF THE FREE ASIAN NATIONS AGAINST ACTS OF AGGRESSION FROM THE COMMUNIST--OCCUPIED NORTH KOREA, AND OTHER COMMUNIST REGIMES IN THE AREA, THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF KOREA WISHES TO STATE THAT IT HAS DEEP CONCERN OVER THE QUESTION OF THE RYUKYU ISLANDS PENDING BETWEEN THE GOVERNMENTS OF JAPAN AND THE UNITED STATES.
2. BECAUSE OF THE INCREASED TENSION ON THE KOREAN PENINSULA AS EVIDENCED BY THE STEPPED--UP PROVOCATIVE ACTIONS BY THE NORTH KOREAN COMMUNISTS DURING RECENT YEARS AND THE EVER PRESENT THREATS FROM COMMUNIST REGIMES IN ASIA, THE STRATEGIC IMPORTANCE OF THE UNITED STATES MILITARY BASES ON THE RYUKYU ISLANDS IS EVER INCREASING. THERE APPEAR TO BE NO PROSPECTS THAT THE IMPORTANCE OF THE BASES WILL DECREASE IN THE FORESEEABLE FUTURE,
3. ANY CHANGE IN THE STATUS OF THE ISLANDS UNDERMINING THE VALUE OF THE MILITARY BASES AND THE EFFECTIVE UTILIZATION

-2-

THEREOF WILL UNDOUBTEDLY ENTAY^(L) ADVERSE EFFECT ON THE SECURITY OF THE REPUBLIC OF KOREA AND THAT OF FREE ASIAN NATIONS AS A WHOLE. THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF KOREA IS OF THE VIEW THAT THE QUESTION OF THE RYUKYU ISLANDS IS MORE THAN A MATTER OF BILATERAL IMPLICATIONS ONLY FOR JAPAN AND THE UNITED STATES.

4. IN VIEW OF THE ABOVE AND IN THE LIGHT OF THE FACT THAT THE UNITED STATES MILITARY BASES ON THE RYUKYU ISLANDS ARE IMPORTANT NOT ONLY FOR THE SECURITY OF JAPAN AND THE UNITED STATES BUT ALSO FOR THAT OF THE REPUBLIC OF KOREA, WHICH HAS A SERIOUS EFFECT UPON THE SECURITY^R OF JAPAN; AS STATED IN PARAGRAPH 6 OF THE JOINT COMMUNIQUE OF AUGUST 29, 1968, ISSUED AT THE SECOND REGULAR KOREA--JAPAN MINISTERIAL CONFERENCE, THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF KOREA WISHES TO EMPHASIZE THE FOLLOWING POSITIONS IN THE HOPE THAT THE GOVERNMENT OF JAPAN WILL TAKE THEM INTO FULL CONSIDERATION IN THE COURSE OF ITS FUTURE NEGOTIATIONS WITH THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES.
 - A. THE SOLUTION OF THE QUESTION SHOULD BE SOUGHT IN THE BROADER CONTEXT OF THE PEACE AND SECURITY OF FREE ASIAN

-3-

NATIONS AS A WHOLE AND NOT IN THE CONTEXT OF JAPAN-UNITED STATES RELATIONS ALONE.

B. THE QUESTION SHOULD BE RESOLVED IN SUCH A WAY AS NOT TO IMPAIR THE STRATEGIC VALUE OF THE UNITED STATES BASES ON THE ISLANDS SO THAT THEY COULD CONTINUE TO SERVE AS AN EFFECTIVE SAFEGUARD AGAINST ANY POSSIBLE ACTS OF AGGRESSION FROM COMMUNIST REGIMES IN ASIA PARTICULARLY FROM THE COMMUNIST-OCCUPIED NORTH ERN PART OF KOREA.

C. IT IS REQUESTED, THEREFORE, THAT THE GOVERNMENT OF JAPAN, IN RECOGNITION OF THE IMPORTANCE OF THE MILITARY BASES IN RELATION TO THE SECURITY OF THE REPUBLIC OF KOREA AND IN FULL UNDERSTANDING OF THE SERIOUS CONCERN OF THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF KOREA OVER ANY CHANGE IN THE VALUE OF THE UNITED STATES MILITARY BASES ON THE RYUKYU ISLANDS, CONSULT FULLY WITH THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF KOREA IN SETTLEMENT OF THE QUESTION OF THE RYUKYU ISLANDS.

SEOUL, APRIL 9, 1969

(3)

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号 (TA) 45934
 69年 10月 15日 15時 00分 中国 主管
 69年 10月 13日 16時 12分 本省 米局長

外務大臣殿 板垣 臨時代理大使 総領事 代理

スガ 在京米公使の訪台 (米大使館員内話)

第571号 特秘 至急

10日外交部主催の双十節レクがパーティの席上。当地米大使館員シルベスター書記官が館員(クロイワ)に対し。スナイダー在京米公使が近く訪台する旨述べた経緯があるところ。11日同書記官は本件に関し往訪の同館員に改めて次の通り内話した趣。御参考まで。

1. ス公使は。今月26、27の両日訪台するが。これは同公使側の意向によるもので。国府側より何等かの要請があつた訳ではない。訪台の目的はもち論オキナワ問題についての協議にあり。協議の具体的内容については承知していないが。大使館としては本件オキナワ問題の交渉担当官である同公使に直接ブリーフする好機であり。有えきなことだと考えている。国府側に対しては目下同公使の訪台スケジュールを通報したのみで。未だ先方関係者との会見のアレンジメント等決っていないが。同公使にはオキナワについての対日交渉団の一員であるクラーク(?) → ← 海軍中將が同行することもあり。外交部の外

外務省

極秘

672

天政意外務官
 務次典房
 臣信官審判長
 儀審文全管給

陸人醫厚計
 国資長領移
 参調折企
 参領旅移

ア 参地中東
 参北北保
 参一
 参西東洋
 参西東

近ア長遜
 参書近ア
 次総経国万

長経協長
 参實統
 参政技二
 国一理

参条協規
 参政経科
 軍社專
 参道内外
 一

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

。国防部関係者とも会うことになると思う。シヨウ経国副院長に会うかどうかはまだ分らないが。自分としてはできるだけ上層部と会つた方がよいと思つている。

2. (当方より。最近米国府側からオキナワ問題に関し。米側に何等かのアプローチがあつたか。また。最近の国府の態度をどのように見ているかと質したのに対し) 当地大使館に対しては。公式にも非公式にも何等のアプローチもないが。国会議員その他の米側要人の訪台時に国府側より言及することがある。国府側の態度は。少くとも表面上一向に変わらぬ。先般のチン外交部次長の立法院発言等にもみられる通り。むしろかたくなな態度を強めて来ているようにも思われる。自分としてはこのまま推移すれば国府は引込みがつかなくなり。反つて立場が困難なことになると思うが。オキナワの法的地位自体に対する立場についても依然として従来の見解を維持しているが如きは。国府側としてあくまでも面子を重んじるということかも知れない。何れにしても。かかる重要問題は結局総統の決断によることであるが。現在までのところ。まだ何等の決定もないようである。

3. (当方よりオキナワ問題に対する国府の真意をどのように見るか。結局のところ。米側に対し何等かの対価を要求しようとするのであろうかと質したのに対し)

外務省

極秘

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

国府側から強く望んでいるのは、もち論安全保障上の問題であり、オキナワの地位問題については、国府がオキナワ問題に対して一般的に立場を表明する際のいわば、手順として主張しているのに過ぎないと思う。なお、国府が米側に対しオキナワ返かん容認の対価を求めるとすれば、もち論返かんの態様如何にもよるが、先ずオキナワ基地機能の一部またはかなりの部分の台湾移転の要求であろうが、米政府がかかる要求を受入れることはあり得ないと確言できると思う。

(3)

極秘

ソカビ 万傳

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号 (1A) 48669 主管
 69年 月 日 19時55分 中 国 発
 69年 10月 21日 13分 本 省 着 北1

外務大臣殿 板垣 大使 臨時代理大使 総領事 代理

スナイダー在京米公使の来台

第602号 極秘 至急

往電第571号及び第596号に関し

28日、本件に関し、アームストロング米代理大使（シルベスター書記官同伴）が往訪の原（クロイワ同席）に対し内話したところ要旨次の通り。

1。スナイダー公使はクラーク中将与共に26日午後来台、大使館のブリーフを受け、27日午前10時半から国府側関係者と会談した後、同日正午過ぎ離台した。

2。会談は国府側関係者が集った場で1度行なわれたのみで、先方はチン外交部次長（部長代理）、アメリカ司長、エン・アジア太平洋司長、W.B.N行政院副院長補さ官の他、国防部からも関係者が参加した。米側には自分（アームストロング）とシルベスター書記官が同行した。会談はかなり緊張したふん田気の中で約1時間20分続けられた。

3。会談の様子は、先ずチン次長（同次長が終始国府側を代表して発言した）から、ス公使の来台の趣旨がオキナワ問題について単に国府側にインフォームすることにあるの

大政要外務省
 事務次長 典房
 大臣官舎審議長 儀
 文書会営給
 参人電厚計
 国資長 参調折企
 領移長 参領移

参地中東
 長 北東西
 参北北保
 中南審
 参西東洋
 長 西東

近ア長 参審近ア
 次総経国万
 長 参貿統 国
 参政技二
 国一理
 参参陽規
 長 参政経科
 参社導
 参道内外
 一二

極秘 794

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

か、否か、国府側としては当然協議に与る権利があると考
える旨質したことから始つた。ス公使よりインフォームす
るために来訪したものであり、協議のためでない旨、明確
に述べたのに対し、チン次長より、右につき立場を留保し
た後、本件オキナワ問題に関する国府の立場を詳細に述べ
たところ、右立場は予想した通り、従来国府がくり返し述
べたところと同じく、オキナワの法的地位問題、及び安全
保障問題にかかわるものであつた。チンは前者についても
強こうな主張を展開したが、主要関心が安全保障問題にあ
つたことは明らかで、オキナワの返かんにより米国は対外
的に負っているオブリゲーションをどのように守ろうとす
るのかと強い調子で説明を求めた。これに対し、ス公使よ
り、オキナワの地位問題についての国府の立場は承知して
いるが、この点は米側は予てより日本のオキナワに対する
せん在主権を認め、既に解決済であるとして、かたづけ、
この問題には立入らなかつた。続いてスは、交渉のバック
グラウンドについて説明したが、先方の核保有の有無、そ
の他具体的な問題点に関する質問に対しても本件オキナワ
問題は、//月のサトウ総理訪米の際、両国首のうにより
基本線が決定されるものであり、これまでの交渉はいわば
そのためのぶ台造りの如きもので、まだその説明をできる
状況にはないとして回答を避け、また本件交渉は、右首の

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

う会談後もなお技術的問題につき、引続き行なわれるもの
である旨説明した。安全保障問題については、米国政府は
くり返し既存のコミットメントは維持する旨明らかにして
いること、これまでの交渉過程において、日本側もオキナ
ワにおける米の防衛能力を維持することが、韓国や台湾の
ためのみならず、日本自身のため必要であることを認識し
てきているように思われること、しかして、米国がコミッ
トを維持するために如何なる措置を講じるかは、米国が一
方的に決定する問題であり維持すべき防衛能力の内容等につ
き国府側の注文等を受ける筋合いのものではない旨説明
した。また、オキナワ返かん時期の目途については、72
年ないし73年を目標としているが、これはあくまでも目
標であるので多少ずれることはある旨あわせて説明した。

4。国府側はもちろん米側の説明になつ得たわけではな
く、国府側の立場は留保する旨述べたが、最後に国府側よ
り、本件につき今後ともインフォームはする意向であるの
かと質したのに対し、スより右をこう定した。

5。上記の通り、本会談での国府側の態度は強こうで、か
なり緊張したものであつたが、国府としては継続の考えが
変わらない限り、本件についてはし勢を変える訳にも行か
ず、ス公使との会談が/回切りで、また国府側首のう部と

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

の会見も実現しなかつたこともこのためであろうと思われる。
（米側も必要以上に深入りしたくないため、予め滞在を短くしたことも事実である。）中国政府としては、立法院に対する関係等対内的には立場が救われるであろうし、また米国の対国府コミットメントがREASSUREDされたことにもなつたわけで、有益ではなかつたかと考えている。

お見込みにより関係公館に転電ありたい。

(3)

万叶の
極秘

極秘
無期限
56部の内
6号

次官	条約局長	下田局長
森田次官	条号	527
下田局長	条号	朱比-五
情又局長	下田局長	

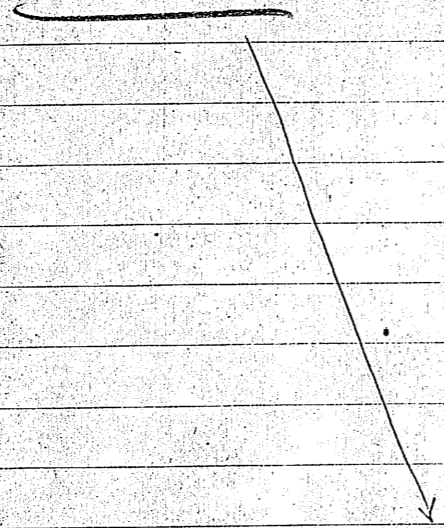
東郷、入付、公認 (10月29日午後)

44.10.29

朱比-五

同席：大村原多子、朱比-五、北：朱比-五

1. 又、訪台説明



(1) 又、公使館訪台の状況につき要旨
論の通り説明

(2) 子民政務局長 [redacted] 提率論を
端文に、自分、自分、自分、自分、自分、自分

君子如外、交部現況、会議、續行
米例の及之方と説明、同、次長は之を受容

此に接思おれり。

(3) 況、次長は之を「米例の及之方」は所収

下田局長の如く、通報するに、その如く、費用
の如く、自命は通報する趣意、その如く、

河内問題につき、現在、日米側と交渉中、その如く、
米例の及之方、遠慮問題、安全保障に

及、その影響につき、強く、関心、その如く、
その如く、君子、自ら、十分、説明

本日所送の事、日方はこれ武力攻
を打撃する必要も十分心得を留
(neutral) (2-4が明らかなる)

及米はこれ問題の所在を承知し居り
予意識的の共同の事なる表現

○ 用いて説得し居るに於て外交部の周知
○ 際々納得して居る様あり表現あり

いけること感觸を得た。
○ (向) 蔣総統蔣皇子著書及びの了解を指し

○ 居る様あり外交部の周知
○ 納得を得るに於て外交部の

○ 答懐部は并り意見具申の期終りか付
○ 得ると思ふ。一般の事として合談は

reassuring があった。
○ (向) 総理の蔣総統宛の書翰著書は

この意味が程々有益ありと云ふ事
予予付の場合 内容は是より可なり

○ 以上を427-1 概要に要約ありと思ふ。
○ 韓子-2-1 2件同様の日が之に縁あり

○ (向) 區畫の時期は、同命は1972年下半
○ 乃至と相違し若干ほかあり

○ いづれにとも失すは具何の事 action を
○ 与るに協談し、賛成するのあり

○ 意見を指す様あり

○ (向) 予露政府は主権の問題に對し
○ 先ずが合談中

7V-6 (向) 露本に在り可なり注目のあり

(2) 当方の総説は表紙の發出は法律問題に對し

○ 世故に均等に對し、各以法律問題は半年間の
○ 70 (敗戦國政府の1971年10月ホウク宣言等の解決)

分送

極 秘
無 期 限
字 5 部の内
4 号

大塚
次官
森審政官 大塚審政官
T27局長 - 計(1)022

外局長
第 号
字 号

PMIA局長
第 号
字 号

48.10.30
牛北-長

本30日午前の会議概要次のとおり。(PMIA局長、牛北-長、スティー-公使同席)

1. 沖縄返還問題

(1) スティー-訪台報告
ス、公使より 国府側は(1)敗戦日本の領土

処分については 中国は協議を望む法的権利を有する旨を述べたこと、(2)沖縄返還により台湾の安全保障の影響を心配していること等を報告し、自分は国府側として(4)の意見を反論

PMIA局長
第 号
字 号

のあり、日本は(1)と(2)あり、書簡送付は FOR THE RECORD
としておこなうこととし、と答えた。既述の如く

總理の発言、総論は沖縄問題の22年牽引の経緯
である、と述べた。(右が各々の28日朝の対務部での
大臣の通話電文に因りて記す)

2. T30-4

(1) 局長より 總理の11-7の結果、本項の「その
目的に相応しく、本が本項の「台湾地域」

における武力による威嚇... 相互に、何れ
保した方がその總理の感觸を之を旨とし
もともと米國の防衛政策を引出すための最も
適切な方法として考へられた。さうして

後者の2112は 国府が「米側から117」といふ提
案をしたか、と3335 疑問を述べた。かつ

導入部分として ESSENTIAL 722111
STREAMLINE した。意向とみられ、3335 述べた

2412 に対し、ス、より 米側の提案云々を211211

し方と其に半中肉の肉題で日本は無関係
右と (1) の美は日本もよく理解してお

半国は復帰後、^{外電}義務工廠行出する立場に
有ると正路指しかいたと認明し、工には

訪日の印象として總理から有^{總理}總總の書翰
(一般的表現で REASSURE するもの) は有用であつた
(奇文)

と思ふ旨付言した。

(2) 7=2=4

(1) 大臣以前總理と協議 ^{總理} (左) 全体的に

異議なく、左 ^{修正} 若干の個所に手を入る余地が
あるかも知れないとの感觸 ^の であつた。

一頁として第1項の「その国が相成に、は前譯未
了の24有11かと思ふは、^{修正} 半脚、ス+修- 1000-

検討してはしい旨 ^{修正} 大佐も同意した。

柳ノ入 X-31 AM

柳ノ入

3. 半脚台 ^{外電} ~~問題~~ 問題

(1) (1) 局長より總理に付したる ^{外電} 2本の肉題を檢
討したか、總理としては半脚台大使水太の

大體能、^{外電} 總理に口頭で説明する ^{外電} こと ^{外電}
た。(書翰の内容如何と不為野芝、且に「NEAR

設立の相、等々攻撃の口実を去る) 意向である。
しかしどうも二九不足なり、相手国両首腦

に親に大使引見を要 ^訪 する旨の書翰發出を
考へられぬこと ^訪 である旨述べた。

(2) 二九に付し、より肉題は分る。すは日本側で
決定されし ^訪 こと ^訪 であつたか、半政府と ^訪 書翰

の形式は ^訪 有 ^訪 と考へて ^訪 いる。私見 ^訪 左 ^訪 唯今
取 ^訪 右方式 ^訪 は ^訪 11-10+700 ^訪 と思ふ旨述べた。

(2) (1) 局長より、發出は、7=2=4 弁表と ^訪 同 ^訪

② 予之、² ありと述べるのと対し、² あり米國加
大しやり方なり、全文を電報で送るサイン
送

入りの文は後日コンバージョンと記述付録と
なりと説明した。

(小笠原内閣)

(1) 予は² あり、米政府と記述も67年の倒れあり、
ワシントンで轉台、英、豪、NZの各大使を
ワシントンと接見した

招いて説明するに述べたと述べて

(3) 局長は在京国府大使加藤文相を訪問
し、26日の毎日紙に記述の中で「中共の国際

社会復興を、² 向いて遺憾の意を表記する
披露、² あり、台北で、米大使館と同じ
口附あり

ことと記述あり、² ありと述べて

4. 在沖米企業問題

北米第一課長

稀 Kg

極秘
無期限
字4号

極秘

2 大臣	局長	副局長
1 次官	参事	参事
3 参事	参事	参事
4 参事	参事	参事
5 下田大使		
6 阿部局長		

東郷、スティー、会談 (11月8日午前)

44.11.8

北米一長

同席: 北米一長 (後列に三ツ法務官 参事長 参事 参事)
北: 米局長室

1. 訪朝報告

(1) 北米一長、昨日 日米交渉の中心に就き、丁、板
總理と約1時間 話し合つた。(ホーラー大使同席)

その結果 同總理も大分安心した様子であった。

会談は非常に円滑に行き、固執一貫の法

的問題あり、よほど遠くは北米局長の感心した。

自分よりは 總理に對し 日本は朝国の安全保障に

① 北米一長
② 参事長
③ 米局長
④ 北米一長

つて十分理解を示したと、交渉の詳
細は伝へたが、結果をみれば 韓国に必

安心するところと、の二点に要約して述べた。

(2) 次いで、北米一長、日本側の対朝方針について述べた。

北米大使は、在日米大使に於て 説明を求めた。

北米一長は、その対象は 朴大統領に對し、

限られた範囲で、北米一長の下に於て 交渉を続けたいと述べた。

北米一長は、その対象は 朴大統領に對し、

④ 援護 ^{320号} 北米一長、述べた。

2. 總理、北米一長 会談等

(1) 局長は、二つの日本部長が 6日 木内書記長に
内信した 北米一長訓令の内容 (北米電 3543号)

に於て、二つの日本部長が 経済問題に對しては、

NPTに對して (北米一長も同意見) と述べた。 A.A.

申印 2144 N 12 g.m.

① DETAILED REVIEW OF U.S.-JAPAN RELATIONS, と対比して探査 査察に検討

対比して

② 韓・台 紛争
 月本外務省から大統領、総統あて
 大使引見を請う、その書翰等を出して、総統の了解を乞うと述べ、午後板垣、金山両大使を招致、大使の下部対比して内容を説明した。

③ 総統等言葉
 「是の次が、用いながら、と、POSITIVEの自信の表現に問題がある」と述べ、局長が「これを肯定して、34をKEYの言葉」

対比して、余り違わない、と、対比して要請した。

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘 258

電信写

総番号(TA) 50726
 69年11月8日13時30分 韓国 主管
 69年11月8日13時40分 本省 着 米長

外務大臣殿 金山 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題

第1311号 特秘 至急

貴電米局長第1038号に関し

レーヌラム米公使が8日上川に対し内話せるところ次のおり。

次ナイダー公使は7日タイ総理に会見説明した。その今回来訪の目的は韓国政府の要請に基づき事前に韓国政府にインフォームすることにあつた。米国は数か月前に、韓国政府から常時インフォームされたいとの要請をうけ、これを了承したが、今日まで一切の通報を避けて来た。説明の内容は米国は韓国の国防上の関心は十分理解しており、この点日本側も同様韓国の利益を十分認識した上で交渉をつめつつあり、未だ問題は残しているが、交渉は最終段階に入っているというものであつて、これ以上内容に立入ることはしん重に避けた。なお交渉内容について、日本の新聞が詳細に書き立てているが、何れも推測記事に過ぎない旨を特に次は強調した。国務総理としてはこれから出てくる結論については完全に満足とはいかぬまでも、ある程度の満

十林ス

- 大政(外)官 典房
- 次官 審審長
- 秘書文会 管給
- 総入電厚計
- 国資長 参調折企
- 領移長 参領旅移
- ア 参地中東 長 北 西
- 参北北保
- 中南洋 参一 欧 西 東
- 近ア長 参審近ア
- 経 次総経国万
- 長経協長 参實統 参政技二 国一理
- 参協規
- 長国 参政経科
- 長情長文 参往専
- 参道内外
- 一二

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

足えられるものとの感触をえた模様であつたようである。

なお、韓国ではあまり困難はなかつたが、台湾では説明に相当く勞したようで、国民政府は、旧敵国領土に対しては、
 2 国間のみ交渉によつてこれに変更を加えることはできないとの法律論を展開して、その態度は相当にしつようだつたとのことである。

(了)

(回覧番号) 外務省電信案 (分類) 55762

機密表示 (極秘・秘の朱印) 特秘	符号表示 (暗) 略 平 第 4480 号	※ 総第 55762 号 55763 号 ※ 昭和 44 年 11 月 8 日 発
大至急 至急 普通 LTF		※ 発電係

電信課長
作成

(※印欄内は電信課記入)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課 (室) 名 アメリカ局長 起案 昭和 44 年 11 月 8 日 起案者 米代長 電話番号 443
---	-------------------------------	--

FX
漢

協議先

在 米 吉野 大使 臨時代理大使
中国 板垣 大使 代理
あて 愛知 大臣 発

電 在 大使 臨時代理大使
報 在 総領事 代理 あて

件名 中 韓 問題

韓国 来電 第 1311 号 (報番 50726) 転電

8 169
写
済

(昭和四二・七二改正)

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

けて無用の論議を招くことになり面白くないので、本件は絶対に極秘にされたいと要望しおいた。(サイ長官は別電第257号の如きNOT VERBALEを本使に手交するところがあつた)。

3. サイ長官より、自分が国会対策上承知しておきたいところであるが、サトウ・ヒクソン共同声明第4項で日韓の安保につき用いられた「緊要(ESS EN TIAL)」という言ばの意味は何であるかとたずねたので、本使より、具体的にどんな内容かと聞かれても、不確定要素も多くお答えできないが、この言ばは日本政府が韓国の安全保障を重要視している真げんきを表現したものであることは疑いないと答えた。

サイ長官より、韓国としては日本から軍事的な援助が可能だとは思っていないが、韓国の経済発展が安全保障に直結したものであるとの観点から、その「ESS EN TIAL」の具体化のため経済協力の何らかの相当大規模な括じゆうが望まれる。これについて日韓両国政府の間で、協議を進めたいと述べたので、本使より、協議の機会には各種の既有的の委員会、閣僚会議等で十分存在するが、韓国側の要請は現実的なものであるとすることが必要であり、実現性のないものをいたずらにうたいあげても逆効果ではないかと述べたところ、サイ長官は、5月にサイ総理訪日の際何か政治的効果のある声明等が可能であれば実現したいものであると

-3-

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

述べた。

4. 次いでサイ長官より、租税協定調印に言及し、日本における反響如何とたずねたので、日本としては多年の懸案が解決したので好感をもつて迎えられていると思われることを述べたところ、サイ長官は韓国の新聞は既にとかくの不服を述べており、国会でも相当激しい論議が交わされることを覚悟している。何れにせよ野党の参加如何にかかわらず、3月下旬には国会を開き協定の審議を行なうこととなろうが、日本側が国会にかけられるタイミングをうかがいたしと述べたので、本使より日本側も今会期中に国会の議決を得るつもりで準備中であると答えた。

(3)

-4-

ソビエト 万大博殿

大政官外務省
 事務次長
 官直審審長
 機総人電厚計
 備書文会當給
 国参調析企
 長参領旅移
 ア参地中東
 長参北西
 長参北北保
 中南辦
 歐参西東洋
 長西東
 近ア参審近ア
 長級次総総國友
 長級参官統
 長級参政技二
 長級参國一理
 長級参参
 長級参政経科
 長級参軍社專
 長級参道内外
 長級参一二

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

383

総番号(TA) 10218
 70年3月6日 21時30分 韓国 主管
 70年3月6日 22時09分 本省 発着
 外務大臣 齋 金山 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

安保問題等に關する崔長官との会談

次257号 極秘 互系
 往電256号 別電
 (次下別紙英文)

外務省

NOTE VERBALE

THE MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS PRESENTS ITS COMPLIMENTS TO THE EMBASSY OF JAPAN AND, REFERRING TO ITS AIDE-MEMOIRE OF APRIL 9, 1969 AND NOTE VERBALE OAT-105 OF NOVEMBER 17, 1969 REGARDING THE UNITED STATES MILITARY BASES ON THE RYUKYU ISLANDS, HAS THE HONOUR TO STATE AS FOLLOWS:

1. IT IS RECALLED THAT, THROUGH THE ABOVE-REFERRED AIDE-MEMOIRE AND NOTE, THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF KOREA PRESENTED ITS POSITION THAT, IN THE LIGHT OF THE STRATEGIC IMPORTANCE OF THE UNITED STATES MILITARY BASES ON THE RYUKYU ISLANDS FOR THE DEFENSE OF THE REPUBLIC OF KOREA AND THE REST OF FREE ASIAN NATIONS AGAINST ACTS OF AGGRESSION FROM THE COMMUNIST-OCCUPIED NORTH KOREA AND ALSO POTENTIALLY FROM OTHER COMMUNIST REGIMES IN ASIA, IT WAS STRONGLY OPPOSED TO ANY CHANGE IN THE STATUS OF THE ISLANDS WHICH WOULD IMPAIR

368
369

THE VALUE OF THE MILITARY BASES AND THEIR SPEEDY AND

EFFECTIVE UTILIZATION.

2. IN CONSIDERATION OF THE CURRENT STATE OF AFFAIRS IN ASIA WHERE THE AGGRESSIVE-MINDED COMMUNIST NORTH KOREA IS POSING EVER-INCREASING THREAT, THE NEED FOR THE MAINTENANCE OF VIGILANT AND EFFECTIVE DEFENSE CAPABILITIES CANNOT BE OVER-EMPHASIZED.

3. IN AS MUCH AS THE GOVERNMENTS OF JAPAN AND THE UNITED STATES AGREED, AS STATED IN THE JOINT COMMUNIQUE ISSUED IN WASHINGTON ON NOVEMBER 21, 1969 BY THEIR EXCELLENCIES PRIME MINISTER HISAKU SATO AND PRESIDENT RICHARD M. NIXON, TO IMMEDIATELY ENTER INTO CONSULTATIONS REGARDING SPECIFIC ARRANGEMENTS FOR ACCOMPLISHING THE EARLY REVERSION OF OKINAWA, THE KOREAN GOVERNMENT WISHES TO RENEW ITS REQUEST THAT THE GOVERNMENT OF JAPAN CONTINUE TO FULLY HONOUR AND REFLECT

— 3 —

THE ABOVE-DESCRIBED POSITION OF THE KOREAN GOVERNMENT IN
THE SPECIFIC ARRANGEMENTS EXPECTED TO BE CONCLUDED THROUGH
THE FORTHCOMING CONSULTATIONS WITH THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES.
4. FURTHERMORE, THE KOREAN GOVERNMENT WISHES TO BE KEPT INFORMED BY THE JAPANESE GOVERNMENT OF THE DEVELOPMENT OF THE CONSULTATIONS BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES ON THE AFORE-MENTIONED SPECIFIC ARRANGEMENTS.

SEOUL, MARCH 6, 1970

(3)

— 4 —

特

特秘扱

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

- 大政官外官
- 事務次長
- 官官審長
- 機総人総監
- 備文会常務
- 園長
- 参閣新企
- 参観旅移
- 参中東
- 参北西
- 参北保
- 参一二
- 参西東洋
- 参西東
- 参書近ア
- 次総経国万
- 参閣統三
- 参政枝二
- 参一理
- 参参激院
- 参政経科
- 参社寮
- 参道内外
- 一二

主管

ア北

(大至急)

韓王来電(第256号、257号)の取扱い
45.3.7
(特秘扱) 電信課

6日 韓王来電第256号、第257号
(TA)10221、(TA)10218、件名:安
全問題に付するカイ長官との会談)
は内容に機微を有するものか、
その取扱いは「特秘」を以て
せられたい。(北東アロア深上りの
要請による)

アノカヨ
次典
アノ

極秘

在東京大使の會談

昭和十三年三月

十二月三日 在東京大使に中場次官を來訪

佐藤總理の訪米の國に、尤要談、通會談した。

1. 大使の訪米交渉、我中に視し、共同

交渉は外交の masterpiece といふべき

あり。

2. 大使の訪米交渉、National Press Club

の記者会見は極力正確に、何故

に從來同様の國會等にはないか、

此の記者会見は、中場次官、選挙

GA-6

外務省

及の選挙後、國會の記者会見、予定の期

待たざるべき。

3. 大使の訪米交渉は、極力、

交渉の安全、在曲體の考慮を以て

國會の記者会見は從來、^{少し}変更 (departure)

と思われ、此の記者会見は、中場次官

交渉の記者会見は從來、

極力正確に、何故に、

此の記者会見は、國會等にはないか、

此の記者会見は、選挙

及の選挙後、國會の記者会見、

GA-6

外務省

国に大規模な進出の場合、所収に依り、

国が協定^の大規模な進出を維持するに

と進出の半場より、その場合、半分の

命又は内題外に記述した。

4. 大衆より協定の協定に付属的。

(1) 協定の70%、1977年協定によれば韓国と台湾

との関係に区別を設けた。この作りの国々

各年、これは両者は同様に進出を許すか

事情如何。

(2) 共同声明は対中共関係に要化し、

これは、

中国の半場より、韓国、状況は台湾より

は進出の現実の危険性を維持し、且つ、^の進出より

より直接的な関係に維持し、台湾をその武力

衝突、世界大戦に誘発するに從って、

可成り進出の理由より、韓国と台湾

との区別を設けた。又、共同声明

は、中国の攻撃に對する意味を認め、

又、貿易は最近急増の趨勢に在り、

中共は今後とも共同の進出に對する攻撃に

に返すことを、韓国と台湾の關係

に要化することを、先例に示した。

5. 大使より、蒋介石の後継者として、^(国名) 蔣介石の政策如何、台湾海峡の緊張は未だ何の
作られたらざるに等しい、^{今迄} 中場
より、^{今迄} 蒋介石の得た所象として、彼は国共
合作の如きは、^{今迄} 蒋介石の融和
政策の進展は、政府の基礎を固めたこと、^{今迄} 中
共の発展は、^{今迄} 又中共は、^{今迄} 北緯
の同盟を破り、^{今迄} 尤も、^{今迄} 又米国の唇を
は台湾海峡に、^{今迄} 武力行使の原則を
破り、^{今迄} 従って、^{今迄} 見れば、^{今迄} 台湾海峡の
緊張は、^{今迄} 中共の台に、^{今迄} 認めるを得ぬ、^{今迄}

~~蒋介石の後継者として~~ 蔣介石
6. 大使より、中国問題に関し、フランスは国際
法緩和の如く、7億の人口を持つ、中共は
国際社会に参加せしめ、^{今迄} 必要の条件の中
共を承認し、^{今迄} 進んで、^{今迄} 中場より
フランスは、^{今迄} 台湾を、^{今迄} 領土として、^{今迄}
認め、^{今迄} 大使より、^{今迄} 強くと、^{今迄}
^{今迄} (大使より、^{今迄} 強くと、^{今迄} 認め、^{今迄}
^{今迄} 現在、^{今迄} 政策分離、^{今迄} 政策が最も、^{今迄} 現実的
且、^{今迄} 国共の、^{今迄} 合作の、^{今迄} 思っている、^{今迄} 但し、^{今迄} 国共
の内、^{今迄} 中場、^{今迄} 台湾、^{今迄} 後、^{今迄} 中国問題の、^{今迄} 大

外交問題について、その解決については
私事か否か。自分としては、如何なる解決策を
先づ過去20年来抱えている reality を認め、
それを基礎として、2014年11月1日、29日現在
を一歩の覆すことは抱えるべき重要な要素がある。
自分は又、中国と関する話でも、この現実
を無視し、先ず先ずは困る。遠くは日本とフランス
とに異なり、この安全と直接大なる影響を及ぼす
問題があるから、述べている。大使は20
先は、この外相も、愛知大臣との会談の
結果よく了解したと述べている。

7. 大使と総理はフランスで行った演説において
日本が種々の問題について一層緊密な協力す
べき旨を強調した。如何なる具体的な案を先ず
かき出すかとの質問あり。半場より、日本は相
互の問題、4月1日、国際問題については、毎年、1回
条会議等を通じて緊密な協力にかき。総理
の発言もこれを一層強化しようとする。又、
対しては、在韓の状況もよくわかってはいる。又、
浮問題については、申すまでもない。所以
は、米国の4月1日、フランスの政府側面と
緊密な協力に行動するべきである。